

浜松市業務改善リーダー養成研修の業務改善活動事例に関する表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、業務改善リーダー養成研修の業務改善活動事例の表彰（以下、「表彰」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務改善リーダー養成研修 所属等の抱える課題の解決や目標の実現に向けた業務改善ノウハウの習得を目的として、当該所属等の職員に対し実施する研修
- (2) 事例 前号の業務改善リーダー養成研修の一環として、受講者又は修了者が所属等で取り組んだ業務改善活動
- (3) 所属等 次のいずれかに該当するもの
 - ア 市長事務部局の部並びに各区役所、消防局、上下水道部、教育委員会学校教育部、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局
 - イ 市長事務部局の課（課に相当するものを含む。）並びに消防局、上下水道部及び教育委員会学校教育部の課
- (4) 受講者 業務改善リーダー養成研修を受講している者
- (5) 修了者 業務改善リーダー養成研修を受講した者

(事例の審査)

第3条 事例の審査は、1次審査、2次審査及び副市長審査により行うものとする。

(1次審査)

第4条 1次審査は、受講者が事例についてプレゼンテーションを行い、当該プレゼンテーションの内容について、別表1に定める審査項目及びこれに対応する審査項目の詳細に基づき審査する。

- 2 1次審査の評価者は、業務改善リーダー養成研修の講師及び受講者とする。
- 3 第1項の審査にあたっては、受講者の行った事例に係るプレゼンテーションごとに、各審査項目の配点比率に基づき評価点を付けることとし、受講者に対する評価点の最高点は、受講者1人につき100点、講師1人につき200点とする。
- 4 前項の規定により、各評価点を合計した際、当該評価点の合計について上位4事例を2次審査に付する事例として選定する。
- 5 第1項から第4項までの審査のほか、修了者から結果報告があった事例については、講師による審査を実施し、前項の評価点と同等以上の評価点となると認められた事例を、2次審査に付すものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、経営推進担当課長が認める事例がある場合は、2次審査に付することができるものとする。

(2次審査)

第5条 前条の規定により選定された事例は、2次審査に付すものとする。

- 2 2次審査は、総務部長、人事課長、財政課長及び経営推進担当課長による審査とし、特

別賞及び副市長審査に付する優秀な事例を選定する。

3 2次審査は、次の資料に基づき審査する。

- (1) 事例の報告資料
- (2) 目標施策体系図
- (3) 実行計画書
- (4) 前各号に定めるものの他、総務部長が必要と認めたもの
(副市長審査)

第6条 前条2項により選定された事例は、副市長審査に付すものとし、受講者又は修了者によるプレゼンテーションを行い、最優秀賞及び優秀賞となる事例を選定する。

(表彰)

第7条 市長は、前条の選定の結果に基づき、受賞事例の所属等に対し表彰を行い、ほう賞を授与するものとする。

2 前項の表彰及びほう賞の区分は、別表2のとおりとする。

(委任)

第8条 この要綱のほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 審査項目

審査項目	審査項目の詳細	配点比率
活動の難易度	活動の難度が高いか	15
目標設定の難易度	目標（K G I及び成果K P I）設定の難度が高いか	15
活動の達成度	目標（K G I及び成果K P I）の達成度が高いか	15
活動プロセス評価	・創意工夫により、多くの職員を巻き込み組織的に取り組んでいたか ・部局長または所属長の指示の下、活動できたか	20
施策の有効性	モレなく、ダブリなく（M E C E）目的と手段の因果関係による論理的な目標施策体系図により、優れた施策を選択し、かつ実行できたか	10
施策の汎用性	・全庁的に推奨する取り組みであったか ・多くの職場に参考になる施策であったか	10
財政効果	時間外削減などのコスト縮減、事務時間削減、市民サービスの向上等に繋がる成果が出たか	15

別表2 表彰区分

種類	定義	ほう賞
最優秀賞	最も優秀であると認められる事例を実施した所属等を表彰するもの	図書カード等 (30,000円以内)
優秀賞	最優秀賞の次点に優秀と認められる事例を実施した所属等を表彰するもの	図書カード等 (20,000円以内)
特別賞	総務部長が特に優秀と認める事例を実施した所属等を表彰するもの (最優秀賞及び優秀賞に選定されなかった事例のうち、「活動プロセス評価」の評価点が高い事例)	図書カード等 (10,000円以内)

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。